

議案番号・議案		議員氏名														結果									
		工藤英人	園基博	飯島規規	伏木康雄	渡辺恒久	関口直久	北川久人	人見武男	久保田裕一	辻正男	田島忠一	新井達夫	山之内肇	周東照二		佐藤光好	佐藤幸雄	森山享大	福島賢一	岡部純朗	河原井始	周藤雅彦	小滝芳江	
市長提出	報告第4号	専決処分（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）の承認を求めるについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
	議案第56号	桐生市市税条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第57号	桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第58号	桐生市黒保根町過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第59号	平成29年度桐生市一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第60号	平成29年度桐生市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第61号	平成28年度桐生市歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	議案第62号	平成28年度桐生市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議員提出	議案第63号	平成28年度桐生市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	議第8号議案	県制度融資「返済負担軽減の特例措置」の継続を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第9号議案	森林環境税（仮称）創設に関する意見書案	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第10号議案	市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の高上げ措置の継続を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

## 意見書

### 県制度融資「返済負担軽減の特例措置」の継続を求める意見書

群馬県の制度融資において「1年間の時限措置」を毎年延長する形で継続してきた「返済負担軽減の特例措置」ですが、平成30年3月末で廃止することが予定されています。現在実施されている借換の要件緩和措置及び融資期間の延長措置が廃止された場合、県市協調の制度融資である「小口資金」も同様の扱いとなるため、桐生市においても県と足並みを揃え、小口資金の特例措置は廃止せざるを得ない状況です。桐生市におけるこれまでの小口資金の利用実績は全体の約半数が借換を占めており、また期間延長の特例措置の利用も相当数あり、中小企業の比率が高い桐生市にとって多大な影響が懸念されます。

足元の景気動向をみると大企業では改善が見られるものの、中小企業の経営環境は依然厳しく、国の景気対策による改善効果が出るまでにはまだまだ時間がかかると言えます。制度融資は中小企業の経営の安定化を図るためのセーフティーネットであり「返済負担軽減の特例措置」の廃止は金融機関に対して立場の弱い大多数の中小企業の不安定化を招くものです。よって、下記の事項を実施するよう強く要望します。

#### 記

1. 県制度融資について、売り上げ減少等の要件を満たしていなくても借換を認める特例措置を平成30年度以降も継続すること。
2. 県制度融資の融資期間について、最長で3年の延長を認める特例措置を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先 ○群馬県知事

## 意見書

## 森林環境税（仮称）創設に関する意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、木材自給率の上昇、木質バイオマスのエネルギー利用やCLT等の新たな利用の進展など、森林・林業・木材関連産業には近年明るい兆しもみられている。

また、地球温暖化の進行や局地的な豪雨の頻発等を背景に、二酸化炭素の吸収・固定や国土の保全など、公益的機能を有する森林の働きに対しても国民の関心と期待がますます高まってきており、森林整備の推進が強く望まれている。

しかしながら、森林・林業・木材関連産業及び山村を取り巻く状況は、長期にわたる木材価格の低迷や林業の担い手不足などにより依然厳しく、我が国全体が人口減少社会に移行していく中で山村は特に危機的な状況にある。

森林は我が国で自給できる数少ない資源であり、全国にあまねく広がっている資源でもあることから、政府が進める地方創生の核となり得る資源である。

森林の公益的機能を確保しつつ、それを支える林業を成長産業化させることで地方創生を推進していくためにも、山村地域においては森林整備や担い手の育成を図ること、都市部においては木材需要の拡大を積極的に進めることなど、我が国全体で森林・林業・木材関連産業を支え、再生を図る必要がある。

そのためには、安定した財源を確保する中で、必要とする間伐等の実施やこれに関わる人材の育成・確保など、国の責任において諸施策が講じられるよう強く要望する。

## 記

1. 地球温暖化防止森林吸収源対策の推進については、安定財源の確保に係る新たな仕組みとして検討されている「森林環境税（仮称）」の実現を図ること。
2. 林地の集約化、森林経営計画策定の促進及び、「森林環境税（仮称）」創設後の市町村における間伐等の実施に向け、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じること。
3. 国有林野事業については、民有林支援及び国有林における公益重視の管理経営と地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、組織体制の拡充をはじめとする現場管理機能の強化・拡充等を図ること。
4. 税収の一部は、民有林面積に応じて市町村に分配し、自由度をもった対策が実施できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○財務大臣 ○農林水産大臣

## 意見書

市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の  
嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は人々の生活を支え、地方の自立・活性化・生活維持に最も基本的な社会基盤であり、特に市町村道は、地域住民に密接な施設であるとともに、安全・安心の確保のため、必要不可欠な社会基盤でもある。しかし、群馬県内の市町村道の改良率は全国的にも低い状況にあり、依然として地域生活の維持には道路整備が必要不可欠である。

また、平成26年7月道路法施行規則の改正により、橋梁やトンネルなどの点検が義務付けられ、今後は新たに老朽化対策費の増大が見込まれており、計画的な事業進捗を図るためには十分な予算確保が必要となっている。

つきましては、財政状況が厳しい市町村の道路事業を着実に進捗させるため、平成30年度の予算編成にあたり、次の事項を講じるよう強く要望する。

- 一、市町村道路整備事業が計画的に進捗できるよう、必要な交付金予算の事業費総額を持続的に確保すること。
- 一、長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○財務大臣 ○国土交通大臣